

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<u>(削除)</u> (交付条件) 第<u>8</u>条 (略) (変更の承認) 第<u>9</u>条 (略) (申請の取下げのできる期間) 第<u>10</u>条 (略) (遂行状況報告) 第<u>11</u>条 (略) (実績報告) 第<u>12</u>条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（<u>第9条</u>により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。 (略)	<u>(補助金の交付決定及び通知)</u> <u>第8条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。</u> (交付条件) 第<u>9</u>条 (略) (変更の承認) 第<u>10</u>条 (略) (申請の取下げのできる期間) 第<u>11</u>条 (略) (遂行状況報告) 第<u>12</u>条 (略) (実績報告) 第<u>13</u>条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（<u>第10条</u>により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。 (略)

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<u>(削除)</u> (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第13条 (略) (財産の処分の制限) 第14条 (略) (財産の処分の承認) 第15条 (略)	<u>(補助金の額の確定)</u> <u>第14条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</u> <u>2 知事は、前項の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。</u> <u>3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。</u> (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第15条 (略) (財産の処分の制限) 第16条 (略) (財産の処分の承認) 第17条 (略)

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
(書類の整備等) 第16条 (略) 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（額の確定の日が補助事業を実施した年度の3月31日以前の場合は、翌年度）の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、財産の処分が完了する日又は第14条に定める財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。 (略) (届出事項) 第17条 (略) 附 則 この要綱は、令和6年8月15日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年10月20日から施行する。</u>	(書類の整備等) 第18条 (略) 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（額の確定の日が3月31日以前の場合は、翌年度）の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、財産の処分が完了する日又は第16条に定める財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。 (略) (届出事項) 第19条 (略) 附 則 この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
1 基準額	2 対象経費	3 補助率	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
病室の感染対策に係る整備 1 室当たり <u>29,420,000円</u>	(略)	(略)	病室の感染対策に係る整備 1 室当たり <u>14,546,000円</u>	(略)	(略)
病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>484,000円</u>	(略)	(略)	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>239,300円</u>	(略)	(略)
個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>484,000円</u>	(略)	(略)	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>239,300円</u>	(略)	(略)

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙

新

別紙1

経費所要額計算書

事業区分	施設名称	事業年度	経費所要額	備考																																																																																																																																																																																																																																																						
交付金交付後の収入額	交付金	交付金交付後の収入額	経費所要額	備考																																																																																																																																																																																																																																																						
(A)	(B)	(A)-(B)×100	経費所要額	備考																																																																																																																																																																																																																																																						
経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額	経費所要額

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙

新	旧
第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療 機関施設整備費補助金について、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金 交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 事業区分及び施設の名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179 号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円 3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金 円 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係 る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 金 円 5 補助金返還相当額 金 円 6 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が 把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。	第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療 機関施設整備費補助金について、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金 交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179 号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係 る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 金 円 3 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が 把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙

新	旧												
第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。 1 変更（中止、廃止）の内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>変更（中止、廃止）前</th> <th>変更（中止、廃止）後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 変更（中止、廃止）の理由	事業区分	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後				第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。 1 変更（中止、廃止）の内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>変更（中止、廃止）前</th> <th>変更（中止、廃止）後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 変更（中止、廃止）の理由	事業区分	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後			
事業区分	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後											
事業区分	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後											

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙

新	旧												
第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金の事業遂行状況報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金に係る遂行状況に関し、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 施設の名称 2 事業区分 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) 3 工事着工年月日 4 竣工（予定）年月日 5 補助事業の執行状況 <table border="1"> <tr> <td>月末現在の出来高</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>3月末までの出来高見込み</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>繰越見込高</td> <td>%</td> </tr> </table>	月末現在の出来高	%	3月末までの出来高見込み	%	繰越見込高	%	第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金の事業遂行状況報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金に係る遂行状況に関し、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 施設の名称 2 事業区分 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) 3 工事着工年月日 4 竣工（予定）年月日 5 補助事業の執行状況 <table border="1"> <tr> <td>月末現在の出来高</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>3月末までの出来高見込み</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>繰越見込高</td> <td>%</td> </tr> </table>	月末現在の出来高	%	3月末までの出来高見込み	%	繰越見込高	%
月末現在の出来高	%												
3月末までの出来高見込み	%												
繰越見込高	%												
月末現在の出来高	%												
3月末までの出来高見込み	%												
繰越見込高	%												

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙

新	旧
第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金事業実績報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助事業を完了しましたので、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第12条1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 補助精算額 金 円 2 施設の名称 3 事業区分 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) 4 経費所要額精算書 別紙1のとおり 5 事業実績報告書 別紙2のとおり 6 歳入歳出決算書抄本 別紙3のとおり 7 添付書類 (1) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 (2) 契約書の写し (3) その他参考となる書類	第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型） 年 月 日 神奈川県知事 殿 郵便番号 所在地 提出者氏名 又は名称 年度神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金事業実績報告書 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助事業を完了しましたので、神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱第13条1項の規定に基づき、次のとおり報告します。 1 補助精算額 金 円 2 施設の名称 3 事業区分 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) 4 経費所要額精算書 別紙1のとおり 5 事業実績報告書 別紙2のとおり 6 歳入歳出決算書抄本 別紙3のとおり 7 添付書類 (1) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 (2) 契約書の写し (3) その他参考となる書類